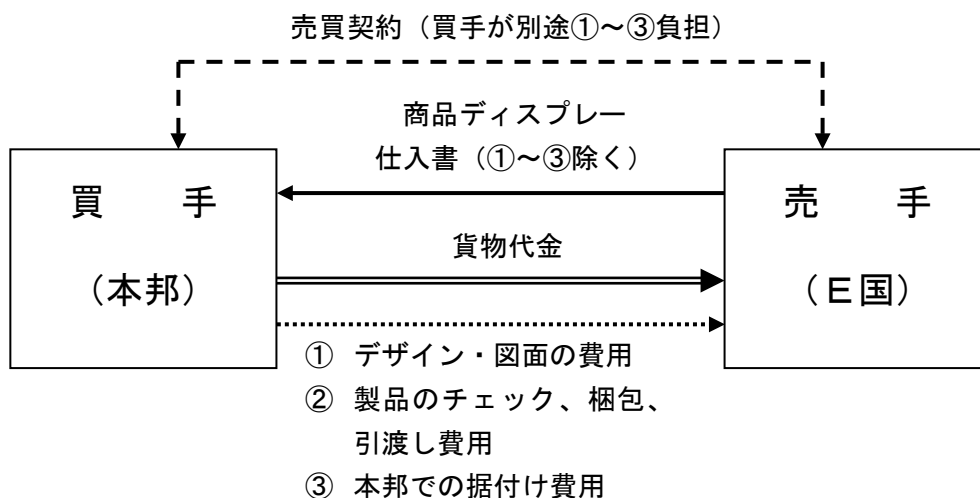


13. 売手に支払う輸入貨物に関連する費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から店舗用の商品ディスプレイを購入（輸入）します。

この輸入貨物は国内の店舗用に特別に注文したものであることから、当社は、売手との売買契約に基づき、輸入貨物の仕入書価格とは別に以下の費用を売手から請求され、支払いました。

- ① 売手が作成した輸入貨物のデザイン、図面の費用
- ② 貨物を輸出する前に輸出国において売手が行う製品の最終チェック及び梱包の費用、並びに運送業者への引渡しの費用
- ③ 輸入後に売手が本邦で行う輸入貨物の据付けの費用

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う①から③までの費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う①から③までの費用のうち、①及び②の費用は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払われるものですので現実支払価格に含まれますが、③の費用は輸入申告がなされた日以後に行われる輸入貨物の据付けに要する費用ですので現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、その輸入貨物の輸入申告がなされた日以後に行われるその輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用については、その費用の額を明らかにすることができるときは、現実支払価格に含まれません。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う①及び②の費用は、貴社と売手と

の間の売買契約に基づき、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

また、③の費用は、売買契約に基づいて輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですが、輸入申告がなされた日以後に行われる輸入貨物の据付けに要する費用ですので、現実支払価格に含まれません。

《参考》

輸入貨物の仕入書が輸入取引に係る価格等の条件を正当に表示するものである場合には、その仕入書価格に基づいて現実支払価格を認定することとなりますが、輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払がある場合の現実支払価格は、仕入書価格にその支払の額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4第1号

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)